

船橋市EPA介護福祉士候補者受入事業費補助金に係るQ&A

(Ⅰ 制度編 p1~4 / Ⅱ 市の補助事業編 p5~9)

I 制度編

Q1 EPA（経済連携協定）により来日する介護福祉士候補者は、どのような人たちなのか。

A1 各国の看護学校の卒業生や、高等教育機関を修了した者等で、各国の送り出し調整機関による選考を受け、一定の日本語能力があると認められた者です。

(参考)

インドネシア人 介護福祉士候補者	フィリピン人 介護福祉士候補者	ベトナム人 介護福祉士候補者
①~③のいずれかに該当する者 ①インドネシア国内にある看護学校の修了証書Ⅲ以上取得者 ②インドネシア国内にある大学の看護学部卒業生 ③インドネシア国内にある①・②以外の大学または高等教育機関から修了証書Ⅲ以上の学位を取得し、かつ、インドネシア政府により介護士として認定された者	①または②のいずれかに該当する者 ①フィリピン国内にある看護学校卒業生 ②フィリピン国内にある高等教育機関から学位号を取得し、かつ、フィリピン政府により介護士として認定された者	ベトナム国内における3年制または4年制の看護課程の修了者
訪日前日本語研修受講後に日本語能力試験N4程度以上に達していること。	(調整中) ※訪日前日本語研修受講後に原則として日本語能力試験N4程度以上に達していること。	訪日前日本語研修受講後に日本語能力試験N3以上に合格していること。

(国際厚生事業団「2024年度版EPAに基づく介護福祉士候補者受入れの手引き」p12)

Q2 国の受け入れ人数に上限はあるのか。

A2 候補者の円滑な受入れや国内労働市場への影響等を考慮し、各国ごとに受入れ人数の上限が設けられており、令和6年度の受入人数は、各国それぞれ300人が上限となっています。

(参考) 看護師候補者は各国それぞれ200人。

(国際厚生事業団「2024年度版EPAに基づく介護福祉士候補者受入れの手引き」p16)

Q3 受入れを希望する全ての施設が候補者を受入れられるのか。

A3 受入れ希望施設と候補者双方の希望をもとにマッチングが行われ、両者の同意により雇用契約が締結されます。そのため、求人登録を行っても、マッチングに至らなかった場合には、候補者の受入れはできません。また、マッチングが成立し、雇用契約に至ったとしても、家庭の事情や健康上の問題などにより、就労開始に至らないケースがまれにあるようです。

(国際厚生事業団「2024年度版EPAに基づく介護福祉士候補者受入れの手引き」p16,17)

Q4 受け入れを希望しても、受け入れに至らない施設の割合はどれくらいなのか。

A4 求人登録をした施設のうち、インドネシア・フィリピンから受け入れる場合は5~6割程度、ベトナムから受け入れる場合は3割程度が、受入れに至っているようです。

(参考) 受入れ希望人数(求人数)とマッチング成立人数 (単位:人)

		R2	割合	R3	割合	R4	割合
インドネシア	受入れ希望人数	927	28%	613	47%	531	56%
	受入れ人数	258		287		300	
フィリピン	受入れ希望人数	842	29%	399	70%	357	69%
	受入れ人数	242		281		245	
ベトナム	受入れ希望人数	752	23%	435	29%	364	35%
	受入れ人数	176		128		127	
合計	受入れ希望人数	2,521	27%	1,447	48%	1,252	54%
	受入れ人数	676		696		672	

(国際厚生事業団 2024年度来日 経済連携協定(EPA)に基づく受入れ説明会資料「EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者受入れの枠組み、手続き等について」p40)

Q5 1施設あたりの受入れ人数に制限はあるのか。

A5 候補者のメンタルヘルスケア及び研修の適正な実施体制を確保する等の観点から、施設が受入れることができる候補者の数は、原則として1か国1年間につき2名以上5名以下とされています。ただし、同国出身のEPA介護福祉士が既に就労している等の場合には、1名のみの受入れ希望ができます。

なお、マッチング上の都合等により、2名以上の介護福祉士候補者を確保できなかった場合については1名のみの受け入れができます。

(国際厚生事業団「2024年度版EPAに基づく介護福祉士候補者受入れの手引き」p9,10)

Q6 申込年度の次年度に就労開始となるとのことだが、1年目に係る経費と2年目に係る経費の内訳はどうなっているのか。

A6 2人を受け入れる場合、インドネシア、フィリピンについては、1年目に求人申込手数料、現地合同説明会参加に係る一部負担金及びあっせん手数料として36万円程度、2年目に滞在管理費、送り出し調整機関等への支払い及び訪日後日本語研修・介護導入研修に係る費用として85万円程度がかかります。ベトナムについては、1年目に求人申込手数料及び現地合同説明会参加に係る一部負担金として10万円程度、2年目にあっせん手数料、滞在管理費、送り出し調整機関への支払い及び訪日後日本語研修・介護導入研修に係る費用として114万円程度がかかります。（訪日後日本語研修負担金は税込。現地合同説明会負担金は非課税。送り出し調整機関への支払いは不課税。その他は税別。）

インドネシア			フィリピン			ベトナム		
項目	支払先	支払額	項目	支払先	支払額	項目	支払先	支払額
求人申込手数料	JICWELS	3万円	求人申込手数料	JICWELS	3万円	求人申込手数料	JICWELS	3万円
現地合同説明会参加に係る一部負担金	JICWELS	7万円	現地合同説明会参加に係る一部負担金	JICWELS	7万円	現地合同説明会参加に係る一部負担金	JICWELS	7万円
あっせん手数料	JICWELS	131,400円×2人	あっせん手数料	JICWELS	131,400円×2人	求人申込年度 支払額小計		100,000
求人申込年度 支払額小計		362,800	求人申込年度 支払額小計		362,800	あっせん手数料	JICWELS	131,400円×2人
滞在管理費	JICWELS	2万円×2人	滞在管理費	JICWELS	2万円×2人	滞在管理費	JICWELS	2万円×2人
送り出し調整機関への支払い	JICWELS	40,500円×2人	送り出し調整機関等への支払い	JICWELS	59,200円×2人	送り出し調整機関への支払い	JICWELS	59,200円×2人
訪日後日本語研修・介護導入研修	日本語研修機関	36万円×2人	訪日後日本語研修・介護導入研修	日本語研修機関	36万円×2人	訪日後日本語研修	日本語研修機関	26万円×2人
受入れ年度 支払額小計		841,000	受入れ年度 支払額小計		878,400	介護導入研修	JICWELS	10万円×2人
支払額合計		1,203,800	支払額合計		1,241,200	受入れ年度 支払額小計		1,141,200
						支払額合計		1,241,200

※各国とも、現地説明会に1日間参加した場合で試算。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、入国後PCR検査代等の追加費用の負担が別途生じる可能性があります。

(国際厚生事業団「2024年度版EPAに基づく介護福祉士候補者受入れの手引き」p61,62,63
国際厚生事業団 2024年度来日 経済連携協定(EPA)に基づく受入れ説明会資料

「EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者受入れの枠組み、手続き等について」p27
換算レートの影響等で金額に差異が生じることがあります。)

Q7 ベトナムから受け入れる場合、インドネシア、フィリピンからの受入れと比較して、1年目に発生する費用が小さいのはなぜか。

A7 インドネシア、フィリピンからの受入れの場合、マッチングが求人申込年度の8月から10月に行われ、あっせん手数料の支払いも年度内に行われることに対して、ベトナムからの受入れの場合は、マッチングが求人申込年度の1月～3月に行われ、あっせん手数料の支払いが翌年度となることが主な要因です。

Q8 マッチングが成立しなかった場合、国際厚生事業団に支払う費用はどうなるのか。

A8 マッチングが成立しなかった場合には、1人あたり131,400円(税別)のあっせん手数料はかかりません。

あっせん手数料は、マッチングが成立した時点で国際厚生事業団から受入れ施設に請求されます。(雇用契約書の作成は、国際郵便等を経由して行われるため、この後数か月かけて行われます。)なお、マッチングが成立した候補者が、専ら候補者の事由により就労開始に至らなかった場合には、あっせん手数料の半額が返還されます。

また、マッチングが不成立となっても、求人申込手数料及び現地説明会経費の一部負担金の返金はありません。

(国際厚生事業団「2024年度版EPAに基づく介護福祉士候補者受入れの手引き」p61)

Q9 就労開始以降、候補者の研修に係る費用は、受入れ施設が負担するのか。

A9 施設職員によるOJT指導、国家試験に向けた自己学習の指導等、受入れ施設の設備や職員等を利用する場合の費用については、教材等の購入に係る費用も含め、原則として受入れ施設で負担することとされています。

また、外部の教育・研修機関等(例：通信教育、日本語学校への入学等)を利用する場合の費用については、費用の助成(一部助成も含む。)や就学時間の確保等、受入れ施設が可能な範囲内で支援することとされています。

(国際厚生事業団「2024年度版EPAに基づく介護福祉士候補者受入れの手引き」p42,43)

Ⅱ 市の補助事業編

Q1 どのような法人が補助対象となるのか。

A1 下記のいずれにも該当する市内施設を運営する法人とします。

- ①EPAに基づく介護福祉士候補者受入れ機関の施設要件を満たし、介護福祉士候補者の受入れを行う（予定の）施設
- ②養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、または指定特定施設入居者生活介護を行う施設

Q2 補助の対象となるのはどのような費用か。

A2 EPA介護福祉士候補者の受入れを行う際に要する初期費用（就労を開始するまでに要する費用）のうち、求人申込手数料、現地合同説明会参加に係る一部負担金、あっせん手数料、滞在管理費（入国初年度に係るものに限る。）、送り出し調整機関に対する手数料及び送り出し国の健康診断実施機関への支払い金、介護導入研修に係る費用、並びに日本語研修の一部負担金を対象とします。

Q3 施設が受けられる補助金の額はどれくらいなのか。

A3 概算で、下記の額になります。

	インドネシア	フィリピン	ベトナム
1年目	18万円前後	18万円前後	5万円前後
2年目	38万円前後	40万円前後	54万円前後
合計	56万円前後	58万円前後	59万円前後

（2人を受け入れた場合。補助率1/2。税別の金額で算定。）

Q4 補助金の対象となる候補者の人数に上限はあるのか。

A4 1施設につき2名分までに係る経費を補助対象とします。

Q5 同一法人が運営する市内の複数の施設においてそれぞれ受入れを行った場合、それぞれ2名分までは補助対象となるのか。

A5 それぞれの施設において、2名分までに係る経費を対象とします。

Q6 受けられる補助金の額に上限はあるのか。

A6 EPAに基づく介護福祉士候補者の受入れ制度において、本市の補助金が対象とする費目に係る費用の額はほぼ決まっているため、1法人（1施設）あたりを受けられる補助金の額に上限は設けておりません。

Q7 申請や実績報告のタイミングはどうなっているのか。

A7 EPAに基づく介護福祉士候補者の受入れは、求人申込みを行った翌年度に就労開始となるため、2か年度に亘ります。本市の補助事業においては、これを年度単位に区分し、1年度ごとに受入れに要した費用を補助します。そのため、補助申請を行う法人は、1年度ごとに申請及び実績報告を行う必要があります。各年度の申請及び実績報告の期限は、下記とします。

(1年目/求人申込年度)

申請期限	5月末日
実績報告の期限	マッチングが成立した日(当該年度においてマッチングの成立後に対象経費の支払いが発生する場合は、その支払日)の属する月の翌月末日または3月31日のいずれか早い日

(2年目/受入れ年度)

申請期限	当該年度における最初の対象経費の支払い日または5月末日のいずれか早い日
実績報告の期限	EPA介護福祉士候補者が就労を開始した日の属する月の翌月末日または3月31日のいずれか早い日

Q8 1年目に、2年目に係る経費についての補助金も決定されるのか。

A8 本補助金は単年度事業として実施するため、補助の決定も年度単位で行います。そのため、1年目に補助対象となったことは、2年目の補助を保証するものではありません。また、本補助事業に係る予算については年度単位で措置されるため、各年度において予算がつくことが前提となります。

Q9 補助金の対象となる経費以外に、受入れ施設として発生する可能性のある費用はあるのか。

A9 候補者のビザ更新に係る費用(4,000円。受入れ施設が負担しなければならないものではありません。)、宿泊施設の確保に係る費用(家賃は、実費の範囲内で候補者に負担させることができるとされています。)、候補者の帰国費用(受入れ施設は「候補者の帰国費用の確保等帰国担保措置を講ずること」とされています。ここでいう帰国とは、国家試験不合格等による帰国のことであり、就労期間中の一時帰国に係る費用等を施設が負担しなければならないということではありません。)、及び現地合同説明会に参加する場合の旅費等があります。

なお、これらについては補助の対象としません。

Q10 1年目（求人申込年度）に補助金が受けられる要件は何か。

A10 マッチング成立を要件とします。

Q11 何をもってマッチング成立とするのか。

A11 国際厚生事業団からのマッチング結果通知書を確認した後、受入れ施設と就労希望者双方からの同意が得られたことをもって、マッチングが成立したものとします。

Q12 マッチングが成立したことを確認する書類として、何を提出すればよいのか。

A12 国際厚生事業団のマッチング専用ウェブサイトにおいて、受入れ施設と就労希望者の双方から同意がとれていることを示す画面をハードコピーしたもの（ハードコピーを行った日付の情報を含む。）を提出してください。1年目（求人申込年度）の実績報告時または2年目（受入れ年度）の申請時において既に雇用契約書が完成している場合には、当該雇用契約書の写しでも差し支えありません。

Q13 2年目（求人申込年度の翌年度・受入れ年度）に補助金が受けられる要件は何か。

A13 EPA介護福祉士候補者の就労開始を要件とします。

Q14 就労を開始したことは、どのような書類で確認するのか。

A14 ハローワークに提出した雇用保険被保険者資格の取得届出書または外国人雇用状況の届出書の写し並びに雇用契約書の写しを提出していただきます。

Q15 マッチングが成立しなかった場合、国際厚生事業団に支払った求人申込手数料及び現地合同説明会参加に係る一部負担金は補助の対象となるのか。

A15 マッチングの成立を補助の要件としているため、対象としません。

Q16 マッチングが成立し、雇用契約が行われても、候補者の家庭の事情や健康上の問題などにより、就労開始に至らないケースがまれにあると聞いている。1年目に補助金の交付を受けた後、2年目に結果として就労開始に至らなかった場合、既に受けた補助金は返還する必要があるのか。

A16 本補助事業は単年度事業として設計しており、1年目についてはマッチングの成立をもって事業完了としていることから、1年目の交付額が確定した後に、結果として就労開始に至らなかった場合であっても、補助金の返還は要しないものとします。

Q17 2年目（受入れ年度）については、候補者の就労開始をもって補助の要件とするとのことだが、2年目に係る費用（送り出し調整機関に対する手数料、訪日後日本語研修・介護導入研修に係る費用等）を支払った後、結果として就労開始に至らなかった場合、当該費用は補助金の対象となるか。

A17 専ら候補者の事由により就労開始に至らなかった場合には、それまでに支払った費用について補助対象とします。経過が確認できる書類を添付して、実績報告をしてください。

Q18 マッチングが成立し、1人あたり131,400円（税別）のあっせん手数料を国際厚生事業団に対して支払った後、専ら候補者の事由により就労開始に至らなかった場合には、半額が返金されるとのことである。では、1年目に市からあっせん手数料の1/2の補助を受けた後、結果として就労開始に至らず、国際厚生事業団から半額の返金を受けた場合、市からの補助金についても半額を返還する必要があるか。

A18 1年目に係る費用に対する補助が確定した後、結果として就労開始に至らなかった場合、既に受けた補助金の返還は必要ないものとしています(Q16参照)。ただし、2年目に係る費用に対しての補助申請を行う場合であって、当該2年目の事業に係る実績報告時までにあっせん手数料の半額が国際厚生事業団より返金された場合には、当該返金額を翌年度に係る対象経費から控除し、実績報告を行うものとしします。

Q19 1年目に申請せずに、2年目の申請をすることは可能か。

A19 本補助事業は単年度事業として設計していることから、1年目（求人申込年度）の申請をしていなくても、2年目（受入れ年度）に当該年度に発生する費用について申請をすることは可能です。

Q20 補助対象となる候補者の人数は、1施設につき2名分までとのことだが、補助金の対象経費のうち、1人あたりの算定方法となっていない求人申込手数料及び現地合同説明会参加に係る一部負担金については、どのように取り扱うのか。

A20 本補助金の対象経費「①求人申込手数料②現地合同説明会に係る一部負担金③あっせん手数料④滞在管理費（入国初年度に係るものに限る）⑤送り出し調整機関に対する手数料⑥介護導入研修に係る費用⑦日本語研修の一部負担金」のうち、③～⑦については1名あたりで費用が算定される一方、①及び②については1か国あたりの算定方法となっていますが、これらについては、補助金の対象となる候補者の出身国2か国分までに係る費用を対象経費とします。

（参考）

（求人申込手数料の割引について）^{（※）}

（税別）

		通常の手数料額	割引後の手数料額
同一コースにおいて、比・尼・越いずれか1か国に求人登録した場合	新規受入れ施設の場合	30,000円	割引なし
	既受入れ施設の場合	30,000円	20,000円
同一コースにおいて、比・尼・越いずれか2か国に求人登録した場合	新規受入れ施設の場合	60,000円	45,000円
	既受入れ施設の場合	40,000円	30,000円
同一コースにおいて、比・尼・越3か国に求人登録した場合	新規受入れ施設の場合	90,000円	67,500円
	既受入れ施設の場合	60,000円	45,000円

（※）求人申込手数料は同一コースに求人申請登録をした場合のみ割引が適用されます。

（国際厚生事業団「2024年度版EPAに基づく介護福祉士候補者受入れの手引き」p61）

例えば、新規受入れ施設が、A国とB国の2か国に2名ずつの求人登録をし、A国の2名分の受入れに係る経費について補助金の申請をし、A国とB国の現地合同就職説明会へ参加したとし、マッチングの結果、A国、B国それぞれ1名ずつのみのマッチング成立となった場合には、2か国への求人登録に係る手数料45,000円及びA国、B国の現地合同説明会参加に係る一部負担金を対象経費とします。（この場合、原則として市に対し事業内容の変更申請が必要になります。）

また例えば、既にA、B、Cの3か国より候補者の受入れを行っている施設が、当該3か国に対し1名ずつの求人登録をし、A国、B国の2名分に係る経費について補助金申請をし、A、B、Cの3か国の現地合同説明会へ参加したとし、マッチングの結果、3名全てがマッチング成立に至った場合には、2か国分に係る求人申込手数料30,000円及びA国、B国の現地合同説明会参加に係る一部負担金を対象経費とします。